

令和6年度の独立行政法人工業所有権情報・研修館における
中小企業者に関する契約の方針

令和6年8月

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和6年度の独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という）における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- （1）令和6年度の情報・研修館における官公需総実績額に占める中小企業・小規模事業者向け契約について、金額比率が前年度実績である48.3%以上になるよう努めるものとする。
- （2）中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）向け契約目標については、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るように努め、引き続き国等全体として引き続き3%以上を目指す」と定められている。
このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については、3%以上を目指し、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
- （3）本方針の策定や実績及び課題の把握等を行い方針に定めた措置等の円滑な推進を図るため、情報・研修館に推進本部を設置する。推進体制は、別紙のとおりとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

情報・研修館における中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

- （1）官公需情報の提供の徹底
 - ・物件、工事及び役務（以下「物件等」という）であって、一般競争、企画競争又は公募による調達情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、情報・研修館ホームページへの掲載等により、引き続き中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- （2）官公需情報ポータルサイトの活用の促進
 - ・情報・研修館と取引等のある中小企業・小規模事業者に対して官公需情報ポータルサイト（<http://www.kkj.go.jp/s/>）を紹介する等、当該サイトの活用を促進するものとする。
- （3）中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫
 - ・物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に

価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。また、総合評価落札方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

- ・物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、複数年契約の活用、効率的な早期発注時期のスケジューリング等により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。
- ・中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、説明会から入札までの期間を十分に確保するものとする。
- ・著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。
- ・特に人件費比率の高い役務契約について、業務内容に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮することに努める。
- ・物件等の発注に当たり、少額の契約であって随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積もり先に含めるよう努めるものとする。また、契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

（４）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ・清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について取り組むこととする。
 - ① 最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成する。
 - ② 入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
 - ③ 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど適切に対応する。

（５）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ・物件及び役務の契約について、契約の途中で受給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
- また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更につい

て申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ・上記の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

（6）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

- ・競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

（7）中小石油販売業者に対する配慮

- ・国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとするなど等を十分に検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、調達を費用対効果において優れたものとするなど等を十分に検討しつつ、極力分離・分割発注を行うこと。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

情報・研修館における新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- （1）中小企業等協同組合（昭和24年6月1日法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の確保に努めるものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 上記第1 (3) で設置した推進本部は、国等における優良な取り組み等の情報を適宜収集して情報・研修館内に共有を図り、中小企業者の受注の機会の増大を推進するものとする。
- (2) 推進本部は、中小企業者・小規模事業者の契約実績（新規中小企業者の契約実績も含む）を踏まえ、必要に応じて改善策を検討する等、中小企業者の受注の機会の増大に必要な措置を講ずるものとする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館における中小企業者に関する契約の方針 推進体制

推進本部

本部長	総務部長
副本部長	総務部長代理（総括担当）
本部員	公報閲覧・相談部長代理（調整担当）
	研修部長代理（調整担当）
	知財人材部長代理（調整担当）
	知財情報基盤センター長補佐（調整担当）
	知財活用支援センター長補佐（企画調整担当）
	近畿統括本部事業推進部長代理

（事務局	総務部総括担当）
------	----------